

# 立川商工会議所における 無料職業紹介所事業について

---

規制改革推進会議人材ワーキング・グループ提出資料

平成29年3月28日

# 立川商工会議所における無料職業紹介所（雇用対策事業）

<平成27年度事業報告書抜粋>

中高年齢者を取り巻く雇用・就職環境はやや改善されてきているが、警備・清掃・介護等の職種中心の求人増であり、他の職種では前年同様の求人状況になっている。一方、求職者数が減少傾向にある中で中高年齢者が身近な地域で就業を求めるニーズは年々高まってきており、中小企業が豊富な知識や経験を有する人材確保につながるように、求人会社の要望と求職者の経験等を上手くマッチングさせて中高年齢者の就業を支援してきた。

## 無料職業紹介所事業

おおむね55歳以上の高年齢者を対象に、職業紹介の斡旋、相談を実施した。

（平成16年2月29日 厚生労働大臣許可 13-ム-150002）

場 所	立川市曙町2 - 1 - 1	(株)ルミネ立川店 1 階
運営体制	相談員	4 名
時 間	9時～5時	(相談対応10時～4時)
	土、日祝日	休み
求人情報データ数	約 7,000件	

求人企業業数（しごと財団からの求人情報は除く）（ ）は前年度数

求人件数	求人数	相談及び問合わせ件数	採用数
1,785件 (1,688件)	5,990人 (5,485人)	676件 (373件)	102人 (158人)

商工会議所会報等で会員企業への求人依頼や、関係機関との連携また職員による積極的な求人開拓等の結果、前年に引き続いて求人件数で6%、求人数で9%増加した。

求職者数

新規求職者数	再来求職者数	その他相談等	来所者合計	紹介件数	就職者数
758人 (919人)	951人 (1,315人)	256人 (264人)	1,965人 (2,498人)	324人 (475人)	102人 (158人)

雇用環境がやや改善されてきて求人件数は増加してきたが、天候の影響（猛暑等）も一部受けて求職者の来所者合計が21%減少した。今後求職者への手厚いフォロー等で来所者数の増加をはかることが今期の課題となった。

有効求職者数

有効求職者数				
183人 (592人)				

高齢者就業情報システムが2015.4.1から新システムに入れ変わり、それに伴い有効求職者の有効期限が今までの1年からハローワーク基準の3ヶ月に変更になったため、有効求職者数が前年比大きく落ち込んだ。

求職者の職種別・年齢別一覧（新規登録者） 年齢の基準は、登録時の年齢である。

区 分	54歳以下		55歳～59歳		60歳～64歳		65歳～69歳		70歳～74歳		75歳～79歳		80歳以上		合 計			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計	職種別の 構成割合
専門的技術的職業	6	1	6	5	12	0	9	2	5	3	0	0	0	0	38	11	49	6.5%
事務的職業	2	7	11	39	31	35	31	22	4	3	1	0	2	0	82	106	188	24.8%
販売類似の職業	1	3	22	9	8	14	5	6	4	1	0	0	0	0	40	33	73	9.6%
技術生産工程の職業	0	0	2	1	4	0	2	0	4	0	0	0	1	0	13	1	14	1.9%
労務の職業	3	3	8	7	22	0	18	12	12	2	3	0	0	0	66	24	90	11.9%
清掃の職業	0	1	7	6	6	16	11	28	8	24	5	4	0	1	37	80	117	15.4%
調理の職業	1	2	2	2	6	9	5	21	5	7	1	1	1	0	21	42	63	8.3%
管理の職業	2	0	7	1	25	1	37	0	23	0	5	0	0	0	99	2	101	13.3%
運転の職業	1	0	4	0	5	0	18	0	5	0	2	0	0	0	35	0	35	4.6%
その他の職業	0	2	3	4	2	4	2	8	1	1	0	0	0	1	8	20	28	3.7%
小 計	16	19	72	74	121	79	138	99	71	41	17	5	4	2	438	319	757	100%
合 計	35		146		200		237		112		22		6		757			

求職者地域の地域別状況（平成27年度新規求職登録者）

地 域 名	男	女	計	構成率
立川市	165	154	319	42.1%
昭島市	28	22	50	6.6%
国立市	38	22	60	7.9%
国分寺市	26	20	46	6.1%
八王子市	22	17	39	5.1%
小平市	22	8	30	3.9%
東大和市	15	14	29	3.8%
日野市	13	11	24	3.2%
東村山市	18	6	24	3.2%
その他地域	92	45	137	18.1%
合 計	439	319	758	
構成率	57.9%	42.1%	100%	3

# 立川商工会議所 無料職業紹介所に関するリーフレット

## 概ね55歳からの仕事は

立川商工会議所 無料職業紹介所へどうぞ

### アクティブシニア 就業センター支援の仕組み



### 求人者(企業など)の皆様へ

概ね55歳以上の求人のご要望がありましたら、是非立川商工会議所 無料職業紹介所までご連絡ください。  
無料で求人票掲載をしておりますのでご利用ください。

### ご利用時間

10:00~16:00

月曜日~金曜日

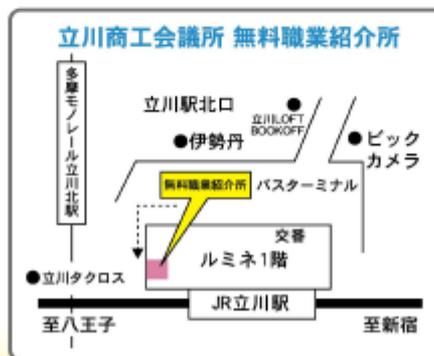
(祝日・年末年始を除く)

※12:00~13:00までは閲覧のみ

### 交通

- ・JR中央線「立川駅」北口徒歩1分
- ・多摩モノレール「立川北駅」徒歩2分
- ・路線バス「立川駅北口バスターミナル」前

### 地図



## 立川商工会議所 無料職業紹介所



概ね55歳からの  
仕事探しと人材確保を  
サポートします!!

立川商工会議所 無料職業紹介所

〒190-0012立川市瀬町2-1-1 JR立川駅ビル/ルミネ1F

TEL.042-522-4611

FAX.042-522-4625

<http://www.tachikawashigoto.jp>

概ね55歳からの「働きたい」「雇いたい」を応援します!!

## 仕事探しの皆様へ

### 求職のお申込みから就職までの流れ

- 1



**1 求職申込**

窓口において求職票の記入をして、求職登録をさせていただきます。
- 2



**2 相談  
求人閲覧**

詳細な求人情報の提供と求職者のニーズに対応した、きめ細やかな相談に応じます。
- 3



**3 紹介**

ご希望にあった求人事業所を紹介いたします。
- 4



**4 面接  
履歴書**

履歴書・当所の発行する紹介状等を提出して面接を受けていただけます。
- 5



**5 採用  
決定**

あなたの経歴・技術・能力を活かして存分に働いてください。

就職

## 多種・多様な 求人情報を ご用意しております!!

- ◆ マンション管理員・駐輪場管理員・用務員
- ◆ 看護師・保育士・電気工事士・建築士・カウンセラー
- ◆ 一般事務・総務事務・経理事務・テレフォンポインター
- ◆ 受付・レジ係・コンビニ店員・営業
- ◆ 軽作業・各種仕分け作業・倉庫作業
- ◆ 商業施設清掃・オフィス清掃・ホテル清掃
- ◆ ビル設備管理・建設工事管理・CAD・土木
- ◆ 施設警備・交通誘導
- ◆ 調理補助・盛り付け・配膳
- ◆ 宅配・タクシー乗務員・ドライバー兼作業スタッフ
- ◆ 介護補助・ヘルパー・障害者支援員



## 人材探しの皆様へ

### 求人のお申込みから採用までの流れ

- 1



**1 求人申込**

求人カード記入（初めての場事業所登録シートの記入）をしていただきます。
- 2



**2 相談**

お申込み頂いた求人により記入内容や充足のためのご相談をさせていただきます。
- 3



**3 公開**

求人カードを公開（希望により非公開も可）して希望に合った方の紹介に努めます。
- 4



**4 紹介**

当所の発行する紹介状を持参します。
- 5



**5 面接  
履歴書**

採否通知書により、結果を当所あてに返送（求職者にも通知）してください。

採用

# 立川商工会議所 無料職業紹介所の様子



# 商工会議所が職業紹介を行う場合の関連条文

職業安定法（昭和22年法律第141号）

（特別の法人の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の三 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

2（略）

職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）

（法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三 法第三十三条の三第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる法人であつて、その直接又は間接の構成員の数が厚生労働大臣の定める数以上のものとする。

四 商工会議所法…の規定により設立された商工会議所

職業安定法施行規則第二十五条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める数(平成15年厚生労働省告示第444号)

職業安定法施行規則第二十五条の三第一項の厚生労働大臣の定める数は、十とする。

# 商工会議所が職業紹介を行う場合の関連条文

## 職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）

（法第三十三条の三に関する事項）

### 第二十五条の三

- 3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 定款又は寄附行為
  - 二 登記事項証明書
  - 三 役員の住民票の写し及び履歴書
  - 四 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
    - イ 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書
    - ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る第一号から前号までに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る第一号から前号までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）
  - 五 無料の職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この条及び次条において単に「事業所ごと」という。）の個人情報 の適正管理及び秘密の保持に関する規程
  - 六 事業所ごとの業務の運営に関する規程
  - 七 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書
  - 八 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
  - 九 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類
  - 十 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類